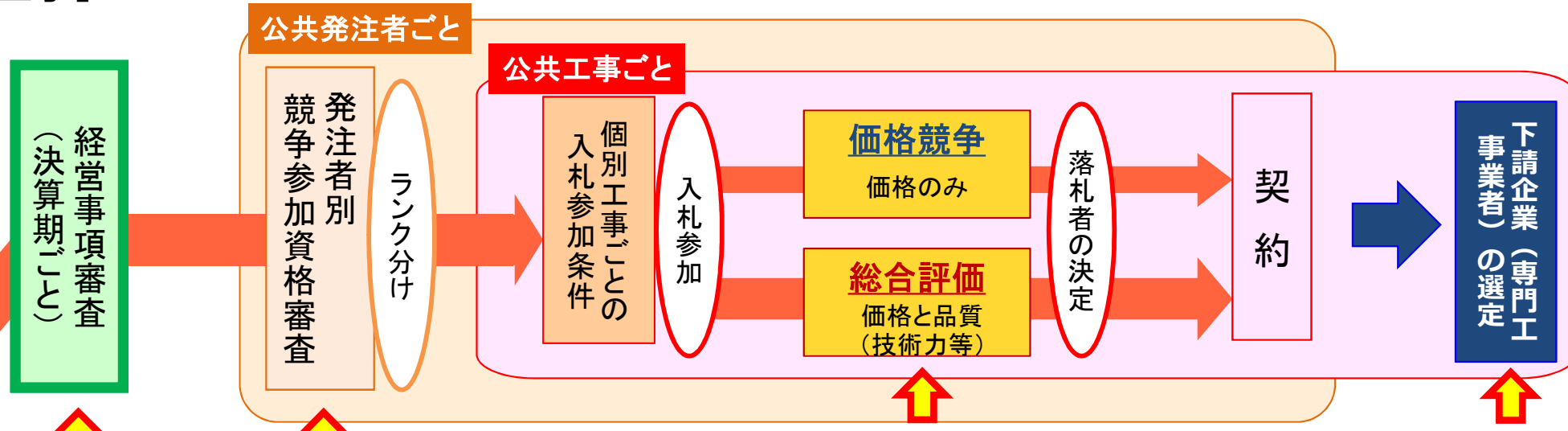


企業評価全般について

(1) 現行の企業評価制度の概要

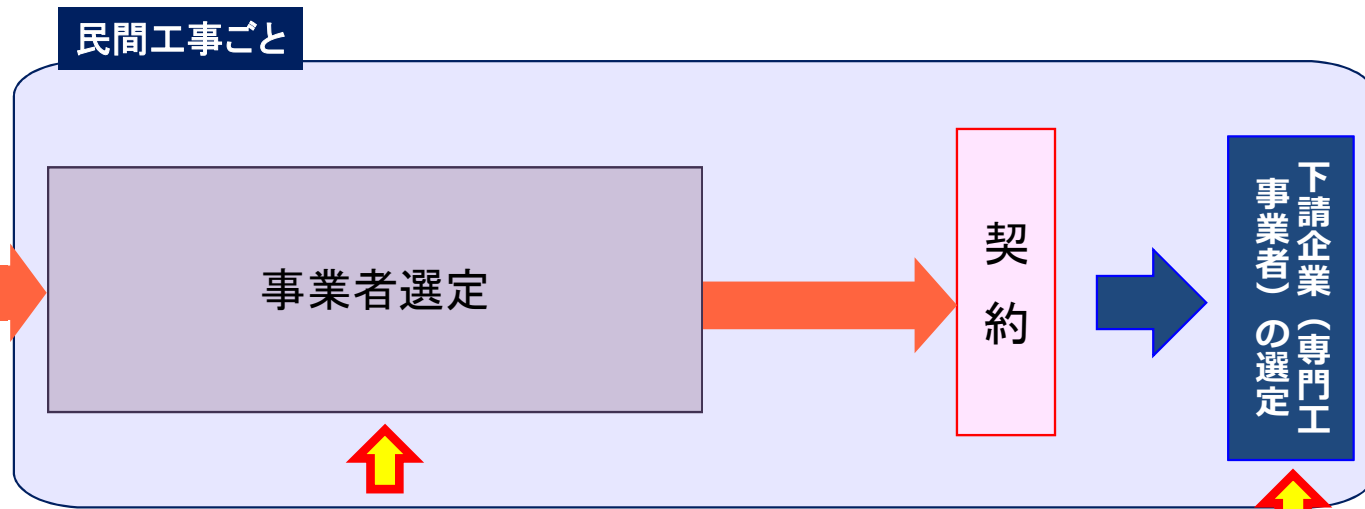
↑ …企業評価

【公共工事】



建設業許可取得
(5年1回)

【民間工事】



※新築住宅を発注者(宅建業者を除く)に引き渡す場合、
瑕疵担保責任の資力確保が義務付けられている

許可で見べきこと	<p>○発注者保護の観点から、一定の条件を満たした者に許可を与えることにより、不良不適格業者の参入を排除するために必要な、以下の点を評価することとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営の安定性－経営能力、財産的基礎 ・技術力－業種毎の技術力 ・適格性－誠実性 ・欠格要件 <p style="text-align: right;">※青字部分は、一般建設業と特定建設業で差を設けている</p>
経審で見べきこと	<p>○許可制度により一定のスクリーニングを経ていることを前提として、公共発注者の便宜に資するため、各公共発注者が共通して評価すべき事項(評価結果が同じとなる事項)を一括で審査することとしている。 (例)完成工事高、自己資本額、技術職員数、労働福祉の状況 等</p>
競争参加資格審査で見べきこと	<p>○許可制度に加え、経審の受審により一定のスクリーニングを経ていることを前提として、各発注者の状況に応じた審査項目(発注者別評価点)の評価と合わせて企業をランク分けすることとしている。 (例)工事関連項目(工事成績等)、社会性関連項目(地域貢献等) 等</p>
事業者(元請・下請)選定で見べきこと	<p>○許可制度により一定のスクリーニングを経ていることを前提として、個々の発注者にとって、発注条件となる金額・工期に必要な目的物が建設されること</p> <p>※公共発注者(総合評価)の場合、許可制度に加え、経審の受審により一定のスクリーニングを経てランク分けされていることを前提として、一定の入札参加条件の設定や、価格と品質の面からの競争入札の採用等により、価格と品質が総合的に優れた元請を選択する。</p> <p>※民間発注者や元請企業による下請事業者選定の場合、競争入札や交渉により、条件に合う取引を考慮して選択するが、その際、取引関係や建設業者の経営力・評価等も勘案し総合的に考慮する。</p> <p>※なお、新築住宅については、発注者(宅建業者を除く)に引き渡す場合に瑕疵担保責任の資力確保が義務付けられている</p>
保証の立場で見べきこと	<p>○請け負った工事を適切にやり遂げること、瑕疵担保期間中まで破産等しないこと</p>

許可制度 ★建設業者の資質の向上★

許可の要件

経営能力

業種ごとの技術力

誠実性

財産的基礎

欠格要件

- ・許可取消してから一定期間を経過しない者
- ・刑に処せられてから一定期間を経過しない者
- ・法人でその役員が欠格要件に該当する者 等

許可の種類

29業種

(土木工事業・建築工事業等)

特定建設業許可
(元請として4,000万円以上の下請契約を結ぶ工事)

一般建設業許可
(特定建設業以外)

国土交通大臣許可

2以上の都道府県に営業所を設置

都道府県知事許可

1の都道府県のみ営業所を設置

許可不要

500万円未満の建設工事

(建築一式工事については、1500万円未満又は150㎡未満の木造住宅工事)

○ 建設業法における許可制度の要件は以下4点から構成される。

(1) 経営の安定性

- ① 経営能力(経營業務管理責任者)
- ② 財産的基礎(請負契約を履行するに足りる財産的基礎・金銭的信用)

(2) 技術力

- ③ 業種ごとの技術力(営業所専任技術者)

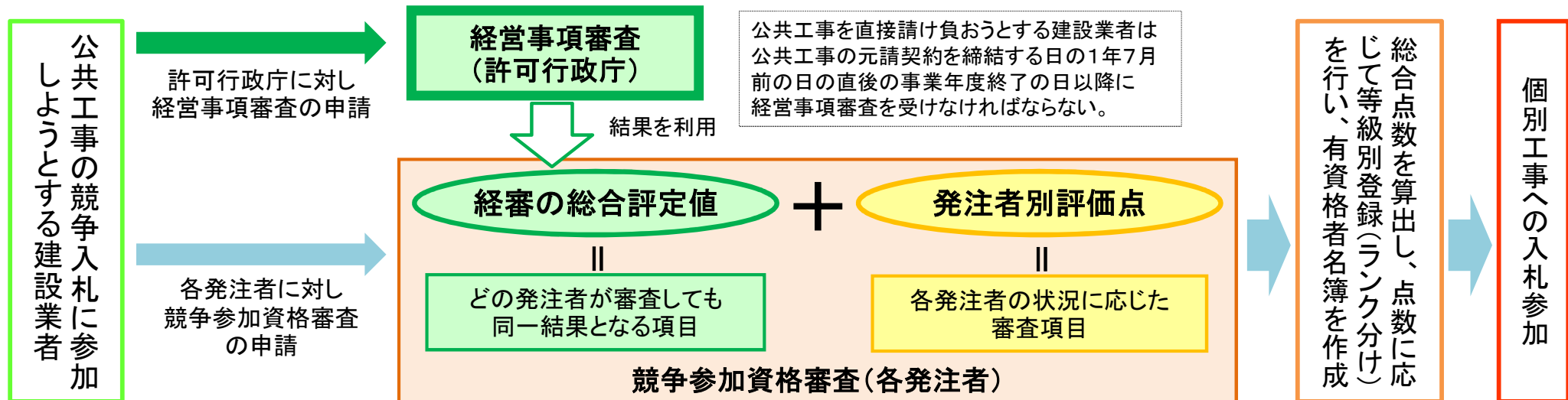
(3) 適格性

- ④ 誠実性(役員や使用人等の、請負契約に関する不正・不誠実さの排除)

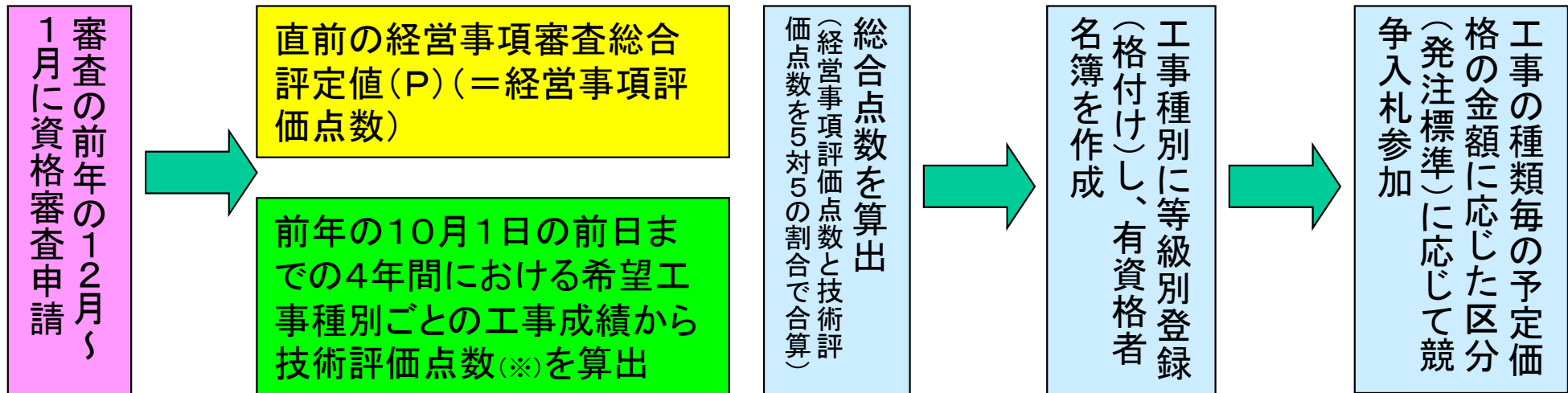
※このほか、法第8条において、暴力団排除等の欠格要件あり

経営事項審査の意義(発注者のランク分けの基礎資料)

- 各発注者がランク分けで審査する事項のうち、基本的にどの発注者が審査しても同一結果となる事項について、許可行政庁が全国統一の客観的な指標で一元的に評価
→ **ランク分けの透明性・公平性の確保に寄与**
- 審査結果は、どの発注者でも利用可能であり、発注者ごとの審査事務の重複・負担を大きく軽減
→ **発注者・受注者双方の利便に貢献**



2年に1回定期の一般競争資格審査を実施



(※)直轄工事や地方公共団体の受注成績、総合評価方式への参加実績を元に算出

【国土交通省直轄工事における例】

平成27・28年度工事種別等級(関東地整・一般土木工事)

工事種別	等級	総合点数
一般土木工事	A	3,000点以上
	B	2,600点以上～3,000点未満
	C	1,600点以上～2,600点未満
	D	1,600点未満

【国土交通省直轄工事における例】

平成27・28年度発注標準関係(全地整・一般土木工事)

工事種別	等級	契約予定金額
一般土木工事	A	7億2千万以上
	B	3億以上 7億2千万未満
	C	6千万以上 3億未満
	D	6千万未満

WTO対象工事は経営事項評価点数1200点以上が要件

(参考) 地方公共団体における競争参加資格審査

- 競争参加資格審査において、経営事項審査の点数をどのように活用するかは各発注者に委ねられており、特に市区町村レベルにおいて、発注者別評価点を導入せず、経営事項審査の点数をそのままランク分けに活用するような発注者も存在。
- 発注者別評価点を採用している地方公共団体では、工事実績に加え、災害活動の実績、障害者や高齢者の雇用、税や公共料金の滞納の有無など、社会性や地域性の観点から評価項目を設定。

■競争参加者の客観点数及び発注者別評価点について

	有資格者名簿の作成に客観点数及び発注者別評価点を利用している (経審+発注者別評価点)		有資格者名簿の作成に客観点数のみを利用している (経審のみ)		有資格者名簿の作成に自らの発注者別評価点のみを利用している (経審使用せず)		他発注機関の名簿に自らの発注者別評価点を加えている		客観点数及び発注者別評価点を利用していない (他発注機関の有資格者名簿を利用していない場合も含む)	
	H27. 3. 31	H28. 3. 31	H27. 3. 31	H28. 3. 31	H27. 3. 31	H28. 3. 31	H27. 3. 31	H28. 3. 31	H27. 3. 31	H28. 3. 31
国	6	6	11	11	0	0	0	0	2	2
	31.6%	31.6%	57.9%	57.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.5%	10.5%
特殊法人等	9	8	8	7	0	0	0	0	106	107
	7.2%	6.6%	6.4%	5.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	84.8%	87.7%
地方公共団体	都道府県	47	47	0	0	0	0	0	0	0
		100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	指定都市	17	17	3	3	0	0	0	0	0
		85.0%	85.0%	15.0%	15.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	市区町村	695	662	489	498	13	12	33	40	315
	40.4%	43.9%	28.4%	33.0%	0.8%	0.8%	1.9%	2.7%	18.3%	19.6%
小計	759	726	492	501	13	12	33	40	315	295
	42.4%	46.1%	27.5%	31.8%	0.7%	0.8%	1.8%	2.5%	17.6%	18.7%
計	774	740	511	519	13	12	33	40	423	404
	40.1%	43.1%	26.4%	30.3%	0.7%	0.7%	1.7%	2.3%	21.9%	23.6%

※ 有資格者名簿を作成しておらず、他発注機関の名簿も利用していない発注機関は除く。

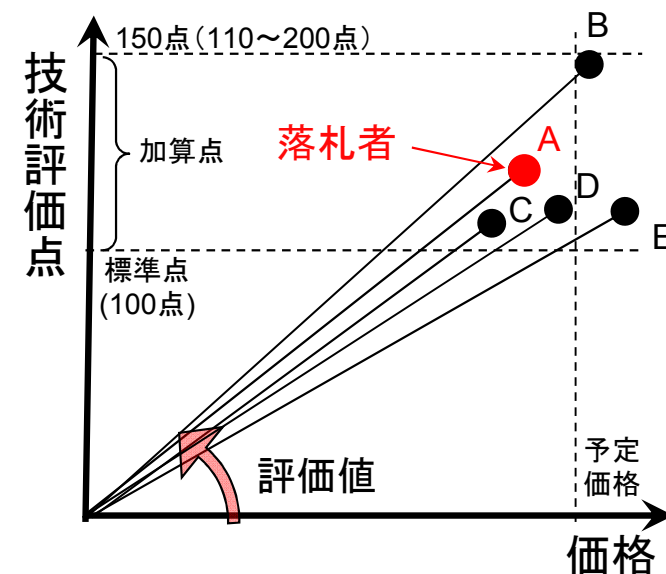
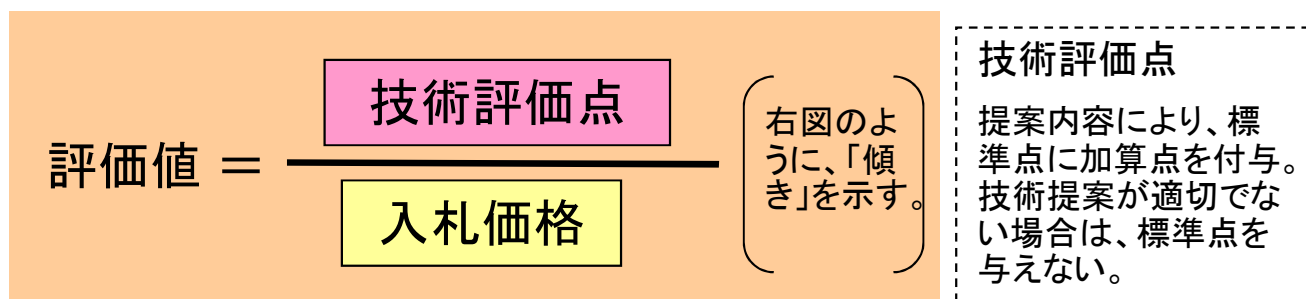
※ 経審のみを活用している国の機関(11団体)：警察庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文科省、厚労省、経産省、衆議院、最高裁、会計検査院

総合評価落札方式の概要（国土交通省直轄工事の場合）

性能、機能、技術等の**価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する方式**

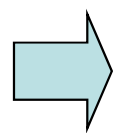
【総合評価落札方式の仕組み】

予定価格の範囲内で、評価値が最も高い者を落札者とする方式のこと。

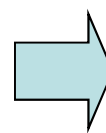


【総合評価落札方式の手続きの流れ】

予め、入札公告等において、
技術提案を求める内容
技術提案の評価の方法
を公表



技術提案
の提出

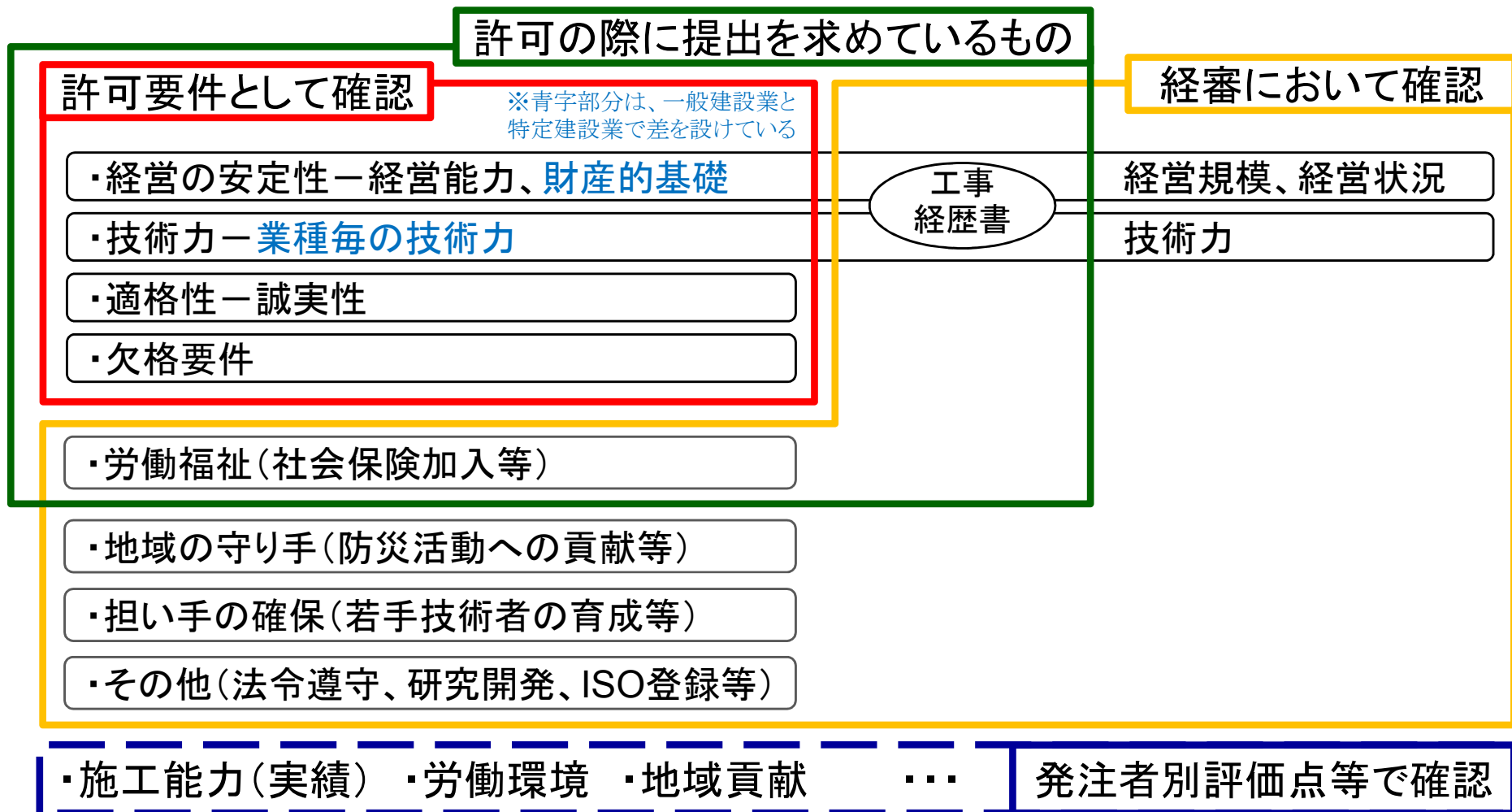


提出された技術提案を公表され
た評価方法に従って審査し、技術
提案毎に技術点を決定

【総合評価の評価項目例】

技術提案に関する項目	工期短縮、品質向上、環境の維持（騒音・振動・水質汚染など） など
施工能力等に関する項目	企業・技術者の過去の同種工事实績、工事成績 など
地域精通度・貢献度等に関する項目	災害協定の締結、災害協定に基づく活動実績 など

- 建設業法においては、不良不適格業者の参入を排除する観点から、許可制度により参入要件(経営能力、財産的基礎、業種毎の技術力、誠実性、欠格要件)を課している。
また、許可制度に加え、許可における観点の上乗せ(会社の経営規模や経営状況、技術力)や、労働福祉や地域の守り手、担い手の確保については、経審においても確認がなされている。
- 個別工事の品質確保に関わりが強い項目、地域性のある項目等については、主に発注者別評価点や総合評価の段階で確認がなされる。



(注) 許可申請の際に提出された資料は、一部個人情報が含まれるもの等を除き、閲覧可能。また、経審で確認されている項目は情報開示がなされている。

(選定の主体)

- 元請企業
- マンション等の発注者
(業を営む上で継続的に工事の発注を行う企業)
- その他の企業
- 個人 (消費者)

(情報収集方法)

- ・ これまでの取引
- ・ 許可の閲覧情報
- ・ 経審結果
- ・ 企業のHP
- ・ 企業の営業活動
- ・ 口コミ (他者の紹介) 等

(企業の評価基準)

- ・ 施工実績
- ・ 取引実績
- ・ 信用力 (経営の安定性等)
- ・ 品質保証
- ・ 評判 (ブランド)
- ・ どんな人が施工するのか (能力等) 等

※新築住宅を発注者 (宅建業者を除く) に引き渡す場合、
瑕疵担保責任の資力確保が義務付けられている

【民間建築工事における発注者別の態様と特徴】

発注者 類型	工事目的物 (例)	一般的な 発注能力	工事目的物の 所有者	エンド ユーザー	主な契約関係者
業を営む上で継続的に工事の発注を行う企業	分譲マンション	○	発注者 (その後、マンション購入者)	マンション 購入者	発注者-マンション購入者(売買契約)、発注者-建設会社(工事請負契約)
	賃貸マンション	○	発注者	賃借人	発注者-賃借人(賃貸借契約)、発注者-建設会社(工事請負契約)
	賃貸オフィスビル	○	発注者	賃借人	発注者-賃借人(賃貸借契約)、発注者-建設会社(工事請負契約)
その他の企業	工場、自社ビル	様々	発注者	所有者に同じ	発注者-建設会社(工事請負契約)
	商業施設	様々	発注者	テナント 買物客	発注者-建設会社(工事請負契約)
個人	賃貸アパート	×	発注者	賃借人	発注者-賃借人(賃貸借契約)、発注者-建設会社(工事請負契約)
	一戸建て	×	発注者	所有者に同じ	発注者-建設会社(工事請負契約)
	個人店舗	×	発注者	所有者 買物客	発注者-建設会社(工事請負契約)

※ 各類型においては、新築の場合とリフォーム等の場合とがある。
また、以上は一般的な例を示したものであり、実際には様々な業態があることを踏まえれば、これらに該当しない場合もあり得ることに留意する必要。

各企業の経営事項審査の結果については、現在直近の「総合評定値通知書」をインターネット上で公開している。

※ 企業名等で検索をすると、その企業の結果について閲覧が可能

(HP上での公開のイメージ)

様式第二十五号の十二 (第十九条の九、第二十一条の四関係)

経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書

許可番号: _____

審査基準日: 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

電話番号: _____

資本金額: _____

完成工事高/売上高(%)
行政庁記入欄

経営規模等評価の結果
総合評定値 _____ を通知します。

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

印 _____

許可区分	建設工事の種類	総合評定値(P)	完成工事高		元請完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数				評点(Z)
			年平均	評点(X)	年平均	技術職員数	一級(講習受講)	基幹	二級	その他	
土木一式	プレキャストコンクリート構造物										
土木一式	建築一式										
土木一式	大工										
土木一式	とび・土工・コンクリート										
土木一式	法面処理工事										
土木一式	土工										
土木一式	電気										
土木一式	管										
土木一式	タイル・れんが・ブロック										
土木一式	鋼構造物										
土木一式	鋼橋上部										
土木一式	鉄筋										
土木一式	舗装										
土木一式	しゅんせつ										
土木一式	板金										
土木一式	ガラス										
土木一式	防水										
土木一式	内装仕上										
土木一式	機械器具設置										
土木一式	熱気通										
土木一式	造園										
土木一式	さく井										
土木一式	津										
土木一式	水道施設										
土木一式	消防施設										
土木一式	清掃施設										
土木一式	解体										
土木一式	とび・土工・コンクリート・鋼構(鉄骨建築)										
土木一式	その他の他										

自己資本額及び利益額	数値	点数
自己資本額		
利益額		
評点		

その他の審査項目(社会性等)	数値等	点数
雇用保険加入の有無		
健康保険加入の有無		
厚生年金保険加入の有無		
建設業退職金共済制度加入の有無		
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無		
法定外労働災害補償制度加入の有無		
労働協約の有無		
営業年数		
民事再生法又は会社更生法の適用の有無		
建設業の営業継続の有無		
防災協定の締結の有無		
防災活動への貢献の有無		
営業停止処分の有無		
指示処分の有無		
法令遵守の有無		
監査の受審状況		
公認会計士等の監査		
二級登録経理試験合格者の数		
建設業の経理の状況		
研究開発の状況		
建設機械の所有及びリース台数		
建設機械の保有状況		
ISO9001の登録の有無		
ISO14001の登録の有無		
国際標準化機構が定めた規格による登録の有無		
若手技術職員の継続的な育成及び確保		
新規若手技術職員の育成及び確保		
若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況		
評点		

科目	決算	科目	決算	経営状況	決算	経営状況	決算
固定資産	売上高	純支払利息比率	決算	自己資本対固定資産比率	決算	自己資本対固定資産比率	決算
流動負債	売上総利益	負債回転期間	決算	自己資本比率	決算	自己資本比率	決算
固定負債	受取利息配当金	総資本売上総利益率	決算	営業キャッシュフロー	決算	営業キャッシュフロー	決算
利益剰余金	支払利息	売上高経常利益率	決算	利益剰余金	決算	利益剰余金	決算
自己資本	経常利益	評点		評点		評点	
総資本(当期)	営業キャッシュフロー(当期)						
総資本(前期)	営業キャッシュフロー(前期)						

[金額単位: 千円]

平成10年2月 中央建設業審議会基本問題小委員会 建議
「建設市場の構造変化に対応した今後の建設業の目指すべき方向について」(抜粋)

[不良不適格業者の排除]

2. 不良不適格業者の排除のための取組み

(4) 企業情報の公開の促進

「不良不適格業者の排除のためには、相互監視による虚偽申請や不正行為の抑止、民間発注者の適切な建設業者選定の促進による市場メカニズムを通じた選別等の始点から、建設業者に関する情報の公開を進めることが重要である。

…建設業許可情報のみならず、経営事項審査情報、工事実績情報、技術者情報等の建設業者に関する情報の公開について検討すべきである。

その際、公開すべき情報の項目について十分な検討を行うとともに、公開の方法について、データベース・システムの活用等国民が利用しやすい方法を検討すべきである。」

○元請完工高が0であるにもかかわらず、経営事項審査を取得している建設業者が一定程度存在する。

	経審取得業者数	うち、年間平均元請完工高が0のもの	(割合)
土木一式	77,965社	17,887社	22.9%
建築一式	41,414社	8,056社	19.5%
電気	21,590社	2,708社	12.5%
内装仕上	7,765社	2,284社	29.4%

※ 経営事項審査申請データより国土交通省算出(H28.11時点)

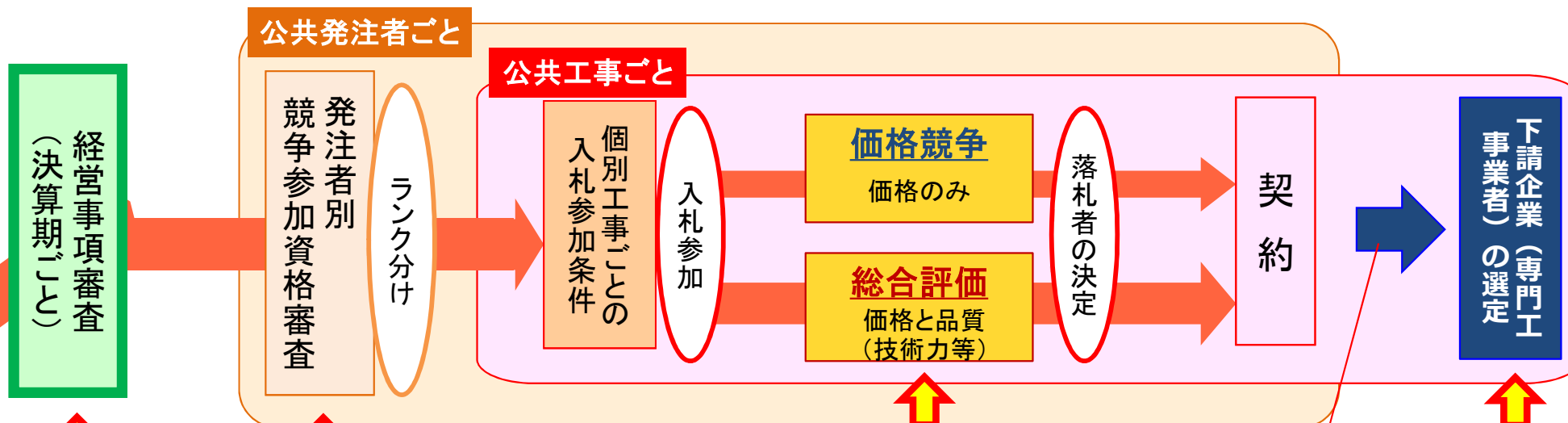
(2) 企業評価全般についての議論の視点

現状	これから検討する際の視点
<p>○企業評価のあり方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注者保護の観点から、一定規模以上の建設業を営む者に建設業許可の取得を義務付け(原則)、不良不適格業者を排除している。 ・公共工事の元請企業の選定においては、経営事項審査、競争参加資格審査(ランク分け)、総合評価等、制度化されたプロセスを経て選定される。 ・経営事項審査が共通的な評価項目である一方、競争参加資格審査では各発注者が地域性等を考慮してそれぞれ異なる評価項目(発注者別評価点)を設定し、評価が行われることが前提とされているが、発注者別評価点を算出しない地方自治体も存在する。 ・ランク分けの区分によっては、経審での点数アップが直接的なインセンティブとして働かない場合もある。 ・元請企業による下請企業の選定においては、取引関係や過去の工事の実績等の観点から事業者選定の重要な要素となる。 ・民間工事における建設企業の選定においては、取引関係や企業の評判、営業等の観点から事業者選定の重要な要素となる。 <p>○企業評価情報の提供・活用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設業許可の申請時に提出された書類は、建設工事の注文者等に、当該建設企業の施工能力、施工実績、経営内容等に関する情報を提供し、適切な事業者選定の利便に供するため、公衆の閲覧に供されている。 ・経営事項審査の総合評定値通知書は、現在ホームページで各企業の直近分を公開しており、虚偽申請等を防ぐための一助にもなっている。 ・消費者等は企業のホームページ、各種メディア、口コミでの評判などを通じて、企業の情報を入手し、活用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・許可、経審、競争参加資格審査等の各段階で求められる企業評価の意義と内容 ・企業評価において、評点化に馴染む項目と、評点化には馴染まないものの評価すべき項目の整理 ・評点化に馴染まない項目の評価方法 ・企業評価が建設企業の行動に一定の影響を与えることを踏まえ、政策誘導に馴染む項目と馴染まない項目の区分 ・現行の企業評価が主に元請を対象としていることを踏まえ、元請にならない専門工事企業の適正な評価(専門工事業ならではの評価) ・民間発注工事における事業者選定に資する企業評価情報へのニーズ ・保証等を通じた第三者による評価へのニーズ ・消費者保護の観点から、現行の閲覧制度が果たしている役割とその限界 ・閲覧以外の手法による情報の提供 ・企業が作成公開している情報の活用

- 10年後においても建設業が「生産性」を高めながら「現場力」を維持していくためには、今後、どのような企業が評価されるべきであり、そうした企業評価をどのような制度をもって実現していくべきか
- 各企業によるHP等を通じた情報発信が普及し、消費者等も有用な情報を自ら入手する時代にある中、企業が出している公開情報を消費者保護等に上手く活用していくことはできないか

↑ …企業評価

【公共工事】



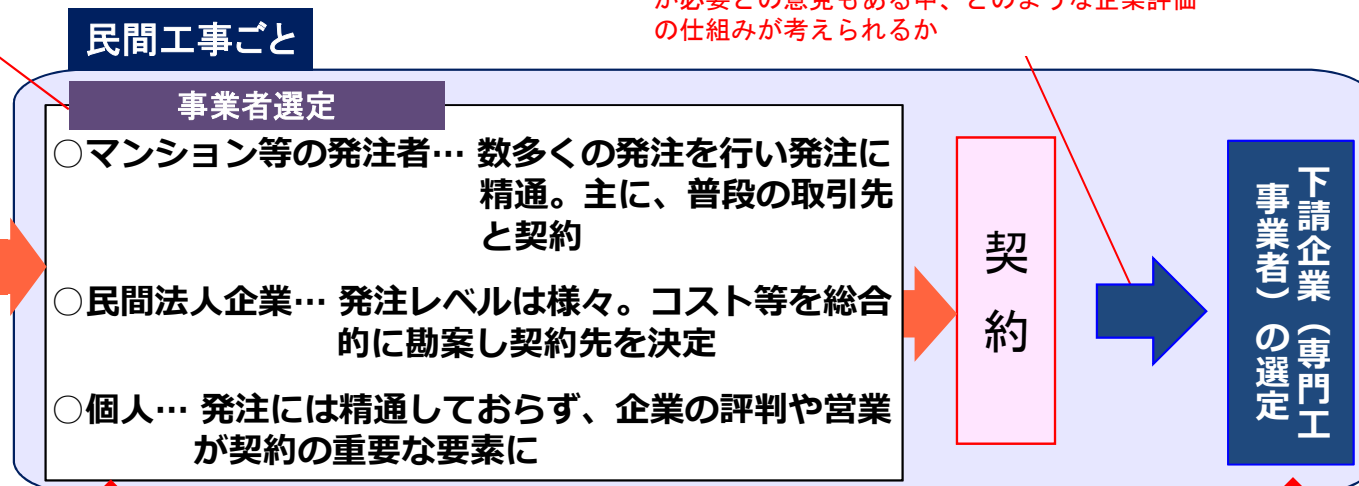
○公共工事の入札制度における様々な段階での企業評価が存在する中、政策的なインセンティブの盛り込み等を通じて建設企業の望ましい姿をどのように実現していくか

※その他必要に応じて保証を付保

- 公共工事だけでなく、民間発注工事における適切な事業者選定に資するため、どのような企業評価制度が考えられるか。
- 消費者保護の観点、更には民間発注者や建設企業（元請等）による事業者選定の観点から、建設会社の企業情報をどのように公開していくことが有用か

○主に下請企業となる専門工事業者の適正な評価が必要との意見もある中、どのような企業評価の仕組みが考えられるか

【民間工事】



※新築住宅を発注者（宅建業者を除く）に引き渡す場合、瑕疵担保責任の資力確保が義務付けられている

建設業許可取得 (5年以内)